

マイナンバー制度と住民基本台帳制度について



マイナちゃん

平成 3 1 年 4 月 2 5 日
総務省自治行政局住民制度課



マイキーくん

マイナンバー制度・住民基本台帳制度に関する最近の動き

【マイナンバーカードの普及促進に向けた取組みの推進等】

- マイナンバーカードの大幅な申請増に対応するための円滑な交付体制の増強（夜間・時間外開庁、臨時窓口設置、申請時来庁、出張申請受付、申請サポート等）
⇒ マイナンバーカードの健康保険証としての活用（平成32年度本格運用開始予定）、自治体プレミアムポイントの付与（平成32年度に臨時・特別措置として実施する消費活性化策）に向けた対応
- コンビニ交付サービスの導入市町村拡大（平成31年度着手分まで特別交付税措置対象）
- 一般的身分証明書や職員証・社員証等としての活用推進（総務省職員など国家公務員についてはIC入館証としても活用中）
- 住民票・マイナンバーカード等への旧氏併記（平成31年11月施行予定）

【デジタル手続法案関係】

- 戸籍の附票を活用した国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用
- 住民票・戸籍の附票の除票の保存期間延長（5年→150年）
- 利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大（暗証番号入力を要しない方式）
⇒ マイナンバーカードの健康保険証としての活用（平成32年度本格運用開始予定）の前提
- マイナンバーカードの取得促進（通知カードの廃止）

マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツール

対面での本人確認

✓顔写真付きの身分証明書として

- 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
- 顔写真があるのでなりすましができない
- 公私での身分証明が可能

電子的な本人確認

✓インターネット等により、 どこからでも安全・確実に本人を証明

- 電子証明書を使って、全国のコンビニで住民票の写し等を受け取れるほか、口座開設などの大切な手続きも、どこからでも安全にできる

✓今後、健康保険証としての利用や、 海外からのインターネット投票も可能に

✓さらに、将来的には AIその他の様々な先端技術の活用を実現

- ＜例＞窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やAIとの対話により、行政手続きをスムーズに

➡ **Society 5.0時代の必須ツール**

表



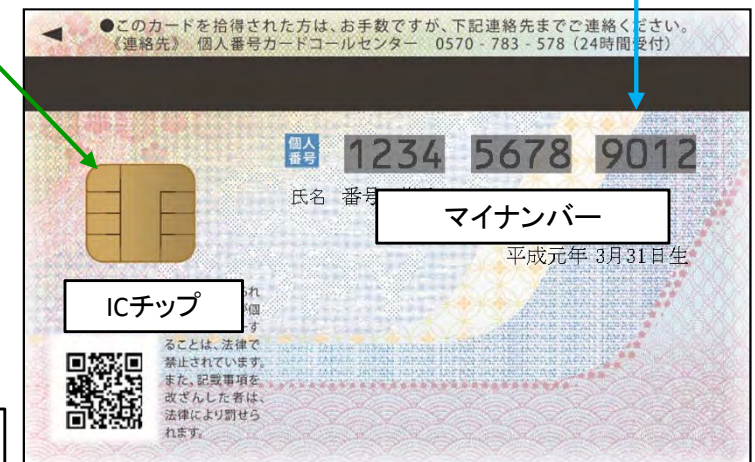
カードの
券面記載事項

マイナンバーの提示

✓このカードを提示することで、 自分のマイナンバーを証明

- 社会保障・税などの手続きで、添付書類が不要に

裏



マイナンバーカードは安全

なりすましはできない

- ✓ 顔写真入りのため、対面での悪用は困難。



万全のセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で停止可能
- アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み



大切な個人情報は入っていない

- ✓ ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されない。



マイナンバーを見られても個人情報は盗まれない

- ✓ マイナンバーを利用するには、顔写真付き身分証明書等での本人確認があるため、悪用は困難。

オンラインの利用にはマイナンバーは使われない

マイナンバーカードの利活用シーンの拡大

これまでの利活用シーンを更に拡大

身分証明書としての利用

- 運転免許証返納後にも利用できる顔写真付き身分証として活用 (H31.11～旧氏にも対応予定)

⇒ 取扱範囲を更に拡大

コンビニ交付サービス

- コンビニで住民票や戸籍などが取得可能なサービスの拡大 (H30交付数:370万通)

⇒ H32年には、対象人口1億人突破

職員証としての利用

- 国家公務員 (H28.4)、徳島県庁 (H29.6)での先行導入
 - 民間企業の社員証としての利用を働きかけ (H28.11～) (H31.1～TKC,NECに続きNTTComが活用開始)
- ⇒ 官民間問わず利用を更に拡大

マイナポータル

- 子育て関連手続きの申請・届出などをワンストップ化し、プッシュ型お知らせサービスを提供 (H29.11～)

⇒ 対象手続きを更に拡大

オンライン契約

- 住宅ローンや、不動産取引などのオンライン契約での利用 (H29.4～)

⇒ 取引対象を更に拡大

マイキープラットフォーム

- マイナンバーカードを図書館等で利用可能にし、各種ポイントを自治体ポイントに変換、商店街等でも利用可能に (H29.9～)
- ⇒ 多機能化を更に充実・反動減対策にも活用

新たな利活用シーンが次々と

健康保険証としての利用

- マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の本格運用開始 (H32予定)
- 医療機関等での診療情報・調剤情報の閲覧等にも活用 (H29～ 実証中)

インターネット投票での活用

- マイナンバーカードの海外利用を可能とし、実証実験の結果等を踏まえ在外選挙におけるインターネット投票を実現 (検討中)

イベント等での活用

- 東京オリンピック等でのボランティア管理へ活用 (H30～ 実証中)
- コンサート等でもチケットの不正転売防止へ活用 (H30実証)

カジノ入場時の管理

- カジノ施設への入場管理・依存症対策での活用

スマートフォンでの利用

- スマートフォンへの電子証明書の搭載 (検討中)
- マイナンバーカード読み取り可能機種が拡大中 (H31.4:63機種)

利活用シーンを更に拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能に

マイナンバーカードの普及及びマイナンバーの利活用に向けた論点

1 マイナンバーカードの普及

1. 全体スケジュール

- ✓ マイナンバーカードの普及に係る工程表

2. 施策

①健康保険証

- ✓ 2020年度から本格運用開始（通常国会に法案提出予定） 等

②自治体ポイントへのプレミアム付与

- ✓ 2020年度、臨時・特別の措置として実施する消費活性化策（平成31年度予算案に準備経費計上） 等

③カードの取得・更新手続きの負担軽減

- ✓ カード申請・交付機会の拡大、円滑かつ確実に更新可能な手続き負担の軽減 等

④カードの利便性、保有メリットの向上

- ✓ 民間利用、コンビニ交付サービスの普及拡大 等

⑤カードの利活用シーンや安全性、身分証明書(ID)としての役割を広報

マイナンバーカードの健康保険証としての利用

○ 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）

- 医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバー制度のインフラを活用して、転職・退職等により加入する保険者が変わっても個人単位で資格情報などのデータを一元管理することで、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用を平成32年度に開始する。

○ 導入に当たっては、現在の世帯別の被保険者番号を個人単位にする「新被保険者番号」と共に整備。

I 初期設定の流れ（赤矢印）

厚生労働省資料を基に改変

支払基金・国保中央会（国保連）

①マイナポータルにアクセス

②オンライン資格確認の利用に同意

③自己情報表示で被保険者番号を要求

総務省

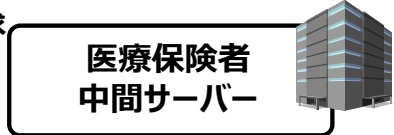
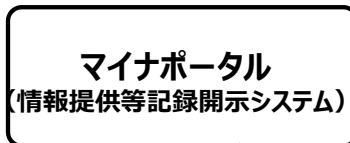
④被保険者番号を要求

医療保険者
中間サーバー

⑤被保険者番号を提供

⑥被保険者番号を取得

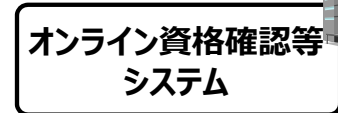
⑦被保険者番号・利用者証明用電子証明書（シリアル）を登録



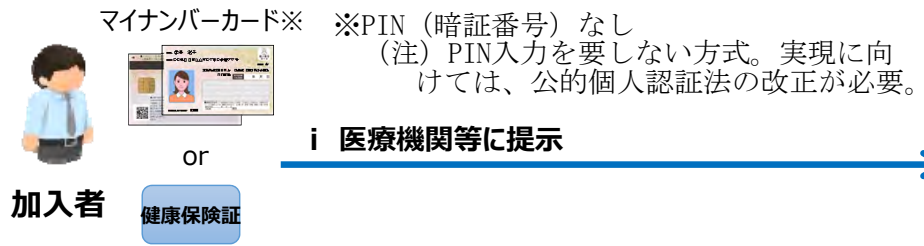
II 受診時の資格確認の流れ（青矢印）

支払基金・国保中央会（国保連）

ii 資格情報※を照会
(利用者証明用電子証明書or被保険者番号)
iii 資格情報※を取得



i 医療機関等に提示



※資格情報：氏名、生年月日、性別、保険者名、負担割合、資格取得・喪失日 等

マイナンバーカードの円滑な交付

- マイナンバーカードの利用については、①マイキープラットフォームを活用したプレミアムポイントの付与がポイント還元支援策等を実施した後の2020年度から、②健康保険証としての本格運用が2020年度から予定されている。

- 今後、これらの施策が具体化されていく中、現在の何倍もの申請・発行が見込まれる。短期間に申請・交付が集中しないよう、平準化を図るため、申請受付を前倒しする必要がある、市町村においては下記の措置を含めた交付体制の増強を進めていただくことが重要。
 - ✓ 仕事等の理由により開庁時間内に来庁できない住民のために、夜間・時間外開庁、臨時窓口設置による申請受付・交付の実施
 - ✓ 本人確認書類を持参して来庁する機会等を捉え申請を受付け、交付時の住民の来庁が不要となる「申請時来庁方式」の導入
 - ✓ 「出張申請受付方式」及び「出張申請サポート方式」の詳細な実施方法をまとめたガイドブック(本年1月に発行)に基づき、多様な申請受付方法の実施
 - ✓ 申請書の郵送期間を短縮できるオンライン申請を推進し、申請時来庁方式や出張申請受付方式でもオンライン申請での受付を実施(事務処理要領の改正を予定)
 - ✓ これらの措置を実施していくための、臨時職員や端末、交付窓口・交付会場の増強

- 上記の交付体制の増強に要する費用については、個人番号カード交付事務費補助金を活用いただきたい。詳細については、今後通知の発出を予定しているが、準備に着手していただきたい。

マイナンバーカードの申請・交付方法

方式	概要	申請方法	本人確認	受取
交付時来庁方式 (通常の交付方式)	<ul style="list-style-type: none"> ・通知カードに同封された交付申請書や手書き用申請書等を郵送で、又はID等を使いオンラインにより申請する方式 ⇒交付時に本人確認を行うため、<u>交付時に来庁が必要</u> 	郵送 オンライン	交付時	役所
申請サポート方式	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口でタブレットを用いた申請サポートや、商業施設等に職員が出向き申請のサポートを行う方式 ⇒交付時に本人確認を行うため、<u>交付時に来庁が必要</u> ⇒申請時に本人確認を行わないため、<u>民間事業者でも実施可能</u> 			
申請時来庁方式	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続などでの来庁時に申請受付(本人確認を含む)を行う方式 ⇒申請時に本人確認を行うため、<u>本人限定郵便等によりカードの交付が可能</u> (※施設等に出向き交付することも可能) 	郵送 (市町村→J-LIS)	申請時	自宅 (施設等)
出張申請受付方式	<ul style="list-style-type: none"> ・企業や商業施設等に職員が出向き、申請受付(本人確認を含む)を行う方式 ⇒申請時に本人確認を行うため、<u>本人限定郵便等によりカードの交付が可能</u> (※企業等に再度出向き交付することも可能) 	オンライン		自宅 企業等

自治体のカード交付窓口の拡大

1. 概要

- マイナンバーカードの取得には、市町村職員による対面での本人確認が必要であるため、原則として一度は役所に来庁する必要があるが、仕事等の理由により開庁時間内に来庁できない住民もいる。
- このため、総務省からも平成29年9月に「取得促進キャンペーン」として全自治体に対して取得促進のための取組を依頼し、これまで多くの自治体で平日夜間・休日の窓口開庁や臨時の窓口設置などを行い、カードの取得環境の整備に努めてきた。

2. 取組状況

(1)実施状況

795団体(平成29年10月時点)

(2)実施内容

- ・平日夜間・休日の窓口開庁
- ・臨時窓口の開庁

3. 今後の取組

- カードの申請・交付機会の拡大を図るため、平日夜間・休日開庁や臨時窓口設置等などの取組を更に進めることとし、今後、市町村に対し健康保険証化・自治体プレミアムポイントの活用を契機としたカードの申請・交付機会の拡大のための具体的な取組について依頼通知を発出するとともに、積極的な実施を依頼、広報素材の提供を行っていく

申請時来庁方式

1. 概要

- 申請時来庁方式は、申請時に市町村に来庁させ本人確認を済ませることで、交付時には再度来庁することなく、本人限定受取郵便等によりカードの交付を行う方式
- 行政手続のために本人確認書類を持参して来庁する機会などを捉え、申請・本人確認を行うことで、交付時に来庁が不要となり、住民の負担軽減が可能

2. 取組状況

(1) 実施団体数

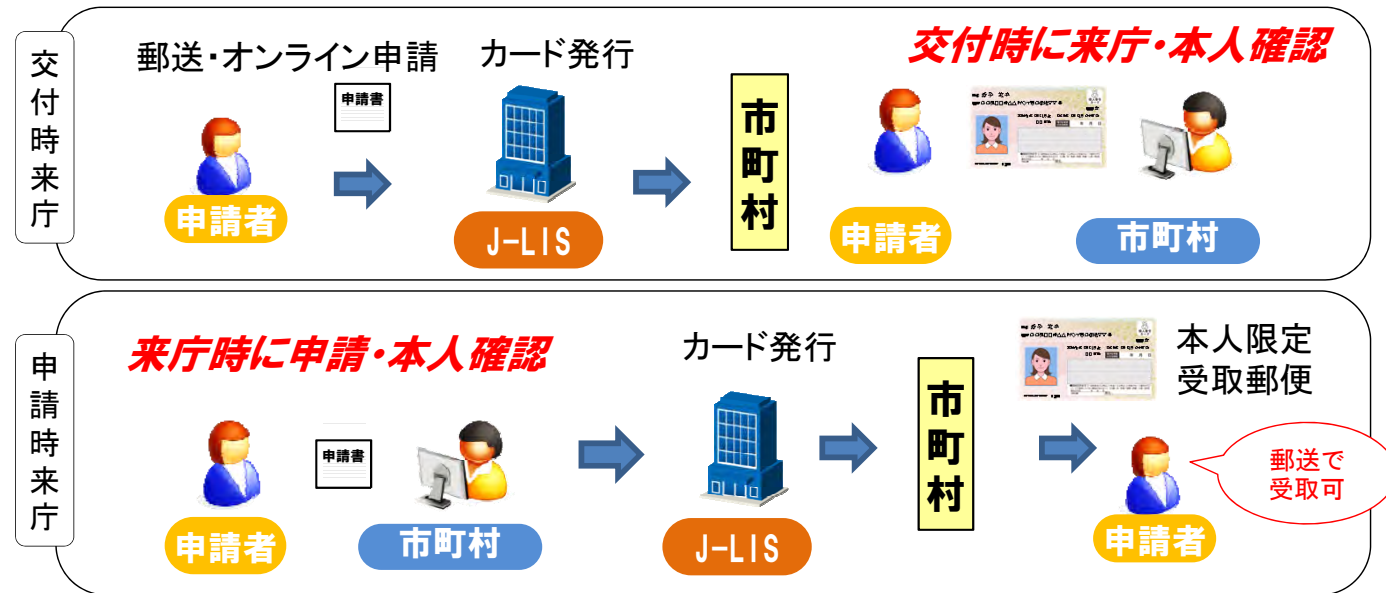
463団体(平成30年4月時点)

(2) 申請時来庁方式が採られている来庁の機会

- ・転入届(伊勢崎市)
- ・児童手当の初回申請(都城市)
- ・住民税の申告

(3) これまでの取組

- ・先進事例集を全国に展開(平成30年3月通知)
- ・市町村向け全国説明会で積極的実施を呼びかけ(平成30年4月～6月)



出張申請受付方式

1. 概要

- 出張申請受付方式は、企業や商業施設などに市町村職員が出向き、申請受付を行う方式
- 生活に身近な場所での申請機会を創出できることに加え、申請受付時に本人確認を行うことから、交付時に来庁することなくカードを取得可能であり、住民の負担軽減が可能

2. 取組状況

(1)実施団体数 71団体(平成30年4月時点)

(2)実施状況

- ・企業(川崎市ほか)
- ・銀行(神戸市)
- ・県庁(水戸市ほか)
- ・確定申告会場(杉並区ほか)
- ・市役所(水戸市ほか)
- ・公民館(佐賀市ほか)
- ・警察署(神戸市ほか)
- ・総合病院(酒田市)
- ・税務署(中津市ほか)
- ・新聞社(岡谷市)
- ・郵便局(苫小牧市ほか)
- ・イオン(神戸市ほか)

(3)実施内容

- ・地元新聞紙面や市報などにより、イベントの事前周知を行い、当日は「通知カード」と「身分証明書」の持参を依頼
- ・タブレットによる無料顔写真撮影を実施

(4)これまでの取組

- ・企業での出張申請受付の積極的な実施を経済団体あて要請 (平成29年11月通知)
- ・出張申請受付の実施方法をまとめたガイドブックを市町村に発出(平成31年1月通知)

申請サポート方式

1. 概要

- 申請サポート方式とは、商業施設やイベント会場などに市町村職員等が出向き、申請の支援を行う方式
- 申請時に本人確認を行わないため一人あたりの所要時間も短く、市町村職員に限らず、民間事業者でも実施可能
- 交付時には来庁してもらう必要があるものの、事前準備等の負担が少ないため容易に実施可能であり、また、マイナンバーカードに無関心な層にも効果的にカードの申請を促すことが可能

2. 取組状況

(1) 実施状況

- ・大学(都城市ほか)
- ・高校(内灘町)
- ・郵便局(前橋市)
- ・銀行(越前町)
- ・確定申告会場(和泉市ほか)
- ・成人式会場(守谷市ほか)
- ・3歳児検診会場(鳴門市)
- ・お祭会場(江戸川区ほか)
- ・商業施設(栗原市ほか)
- ・合同庁舎2号館(総務省)

(2) 実施内容

- ・タブレットによる無料顔写真撮影
- ・申請書の記入補助や返信用封筒の配布
- ・オンライン申請補助

(3) これまでの取組

- ・申請サポートの実施方法をまとめたガイドブックを市町村に発出(平成31年1月通知)

マイナンバーカードの発行等に要する経費(平成31年度予算)

マイナンバーカードの発行等に要する経費: H31年度予算 211.1億円

マイナンバーカードの円滑かつ安定的な発行等を実施するための予算措置を行うもの。

○個人番号カード交付事業費補助金: 150.0億円 (平成30年度当初: 127.6億円)

【内容】

番号法総務省令第35条第1項に基づき、市町村が地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に対し、通知カード・マイナンバーカード関連事務を委任。市町村がJ-LISに対して交付する交付金に対して補助

委任を受け、J-LISにおいて実施する事業は以下のとおり。

- ① 通知カード等の作成・発送事業 16.6億円
- ② マイナンバーカードの申込処理・発行事業 84.2億円
- ③ カード製造事業 14.8億円
- ④ コールセンター事業 10.3億円
- ⑤ 保守・運用等事業 24.1億円

○個人番号カード交付事務費補助金: 61.1億円 (平成30年度当初: 70.5億円)

【内容】

市町村におけるマイナンバーカード交付事務に係る経費に対して補助(主に臨時職員の追加等に要する人件費等の経費を対象)

	27年度当初	27年度補正	28年度	29年度	30年度	31年度予算
個人番号カード交付事業費補助金	443.2億円	213.5億円	117.2億円	126.1億円	127.6億円	150.0億円
個人番号カード交付事務費補助金	40.0億円	65.1億円	21.7億円	16.7億円	70.5億円	61.1億円
合計	483.2億円	278.6億円	138.9億円	142.8億円	198.1億円	211.1億円

コンビニ交付サービスの普及拡大

全国のコンビニエンスストア(約54,000)等で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、更なる普及拡大を図る。

コンビニ交付サービス対象人口

	導入団体	対象人口
平成31年4月1日時点	617	9,540万人
平成31年度末見込み	763	10,359万人

【地方財政措置による支援】

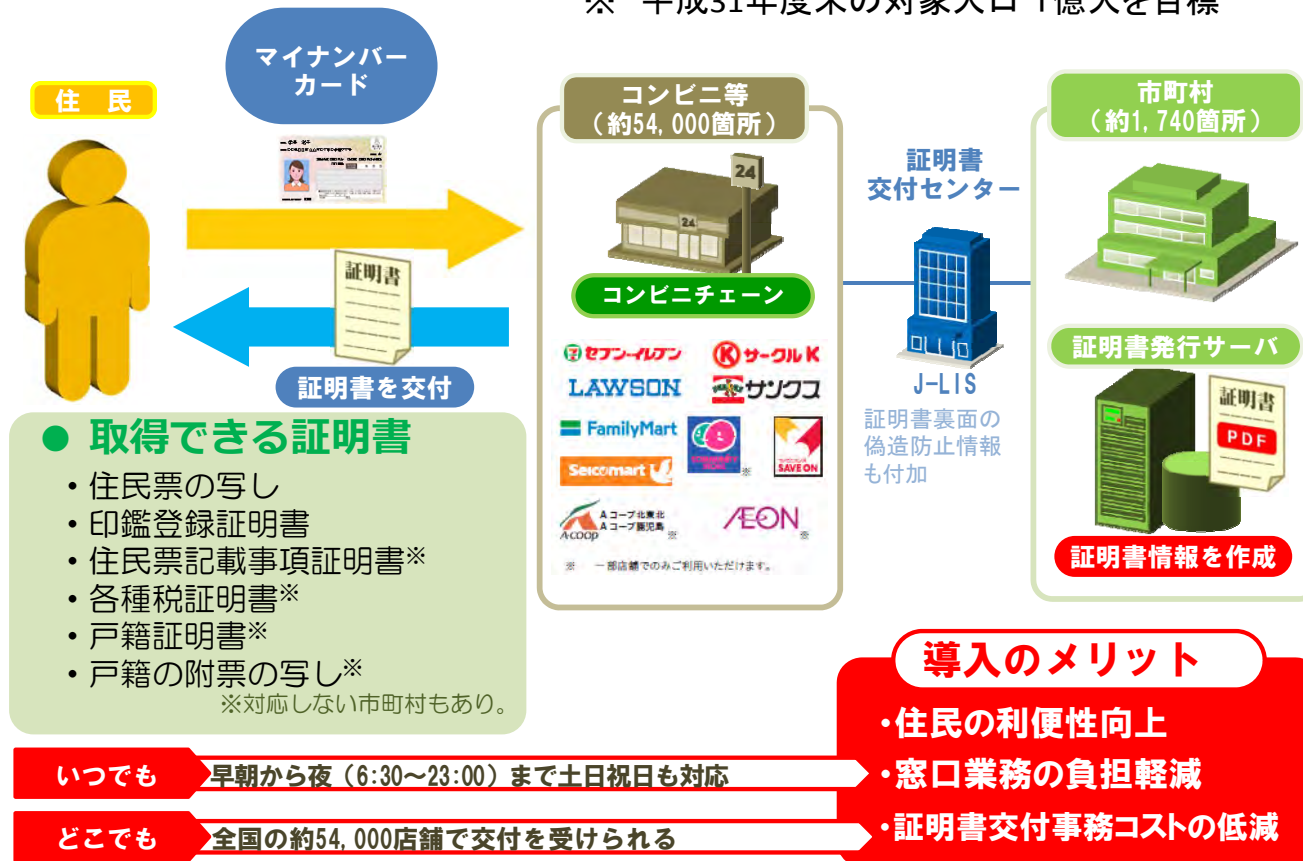
自治体によるコンビニ交付の導入等を後押しするため、システム構築等に要する経費について特別交付税措置

- ・ 措置率1/2 上限額6,000万円
- ・ 措置期限 平成31年度(期限までの導入で3年間の措置)

※ 平成31年度末の対象人口 1億人を目標

年度別コンビニ交付通数

種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
住民票	432,348	748,120	1,273,482	1,773,230
住記載	2,213	6,310	14,418	22,577
印鑑	393,904	664,150	1,086,277	1,436,861
税	46,253	87,051	175,996	255,329
戸籍	24,643	47,196	112,206	192,234
附票	2,951	5,714	11,869	17,575
合計	902,312	1,558,541	2,674,248	3,697,800



マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置

1 趣旨

コンビニ交付サービス未導入団体の導入を後押しするため、マイナンバーカードの多目的利用（コンビニ交付、市区町村の自動交付機（キオスク端末）設置等）に要する経費について財政支援を行う。

2 措置内容（平成29年度までからの拡充部分）

拡充前

- ・ 平成30年度までの措置
- ・ 必ずしも3年間措置を受けられない（全市区町村一律、平成30年度まで）
- ・ 上限額5,000万円

現行(拡充後)

- ・ **平成31年度まで**（措置期限1年間延長）
- ・ 最大3年間の措置（平成31年度の導入で、最長平成33年度まで）
- ・ 上限額6,000万円（1,000万円引上げ）

算定対象となる経費（参考）

- A 基本構成機器（サーバ機器、端末機器及びデータベース等）の購入等経費
- B 各市町村とシステムを共同構築するために必要な専用線及びルータ等の購入等経費
- C A及びBの導入等に係る機器環境設定やシステムインストールのための経費、コンビニ交付に参加する際のJ-LISへの運営負担金、コンビニ事業者への手数料

- ※ 自治体クラウド化の推進に資する場合に限る
- ※ 過去3年度以内に導入したもののうち、現年度の経費を措置

多目的利用の例（参考）

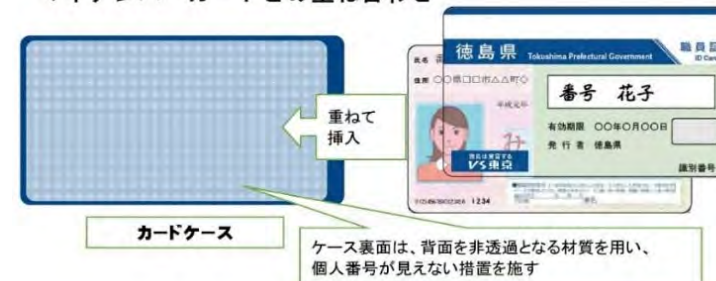
- ・ 証明書自動交付機（キオスク端末）の庁舎設置
・ " " の郵便局設置
→ 住民生活に身近な拠点での交付による利便性拡大
市区町村の業務効率化
- ・ カードの印鑑登録証としての併用
→ 窓口、コンビニ、双方で印鑑登録証明書の交付可能
- ・ 発行できる証明書の拡充
→ 税証明書、戸籍証明書への対応で、サービス標準化

- マイナンバーカードの顔写真を利用した顔写真入り職員証
- マイナンバーカードによるパソコン等へのログイン(セキュリティ強化)

1 マイナンバーカードの顔写真を利用した顔写真入り職員証

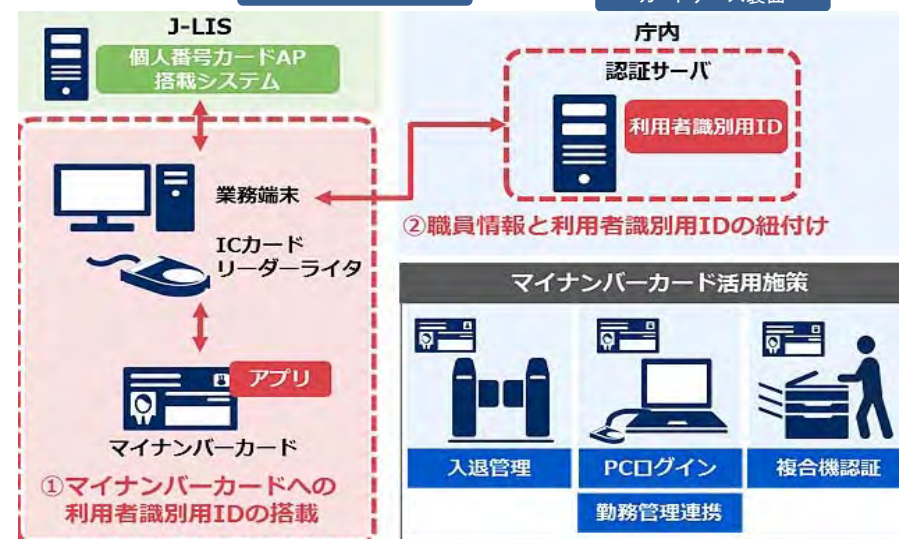
- 職員証(マイナンバーカードの顔写真部分と氏名部分が透明となっているもの)とマイナンバーカードを重ね合わせ、専用のカードケースに挿入することで、顔写真入り職員証として使用
- なお、マイナンバーを外から見られないよう、カードケースの裏面は非透明

マイナンバーカードとの重ね合わせ



2 マイナンバーカードによるパソコン等へのログイン

- マイナンバーカードの空き領域へ利用者識別のためのアプリケーションを組み込むことで、マイナンバーカードをパソコンへのログイン、特定のセキュリティ管理区域への入室時の本人確認に活用
- パスワードによる認証では、同じパスワードの使いまわし等、セキュリティ強度低下のリスクが常に存在することを解消



NTTコミュニケーションズ株式会社によるマイナンバーカードの利用

社員の認証が必要となる様々なシーンで、マイナンバーカードの空き領域を利用

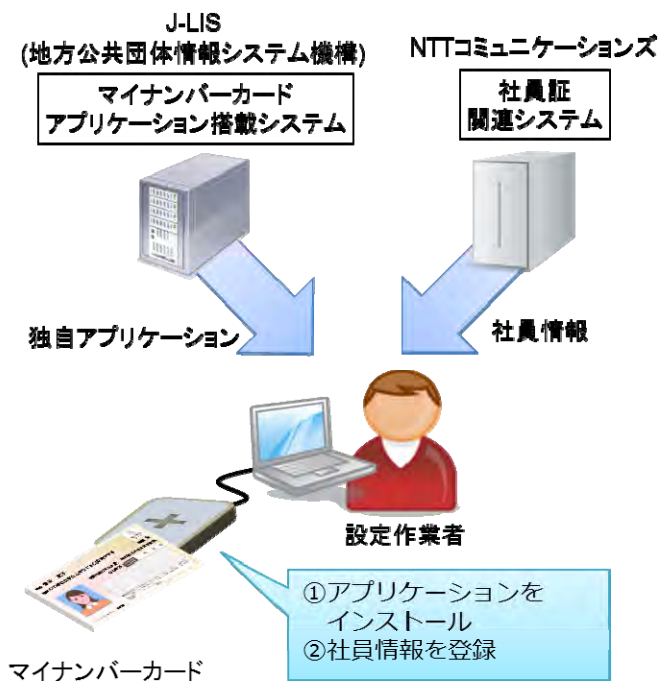
<利用シーン>

- ① NTTコミュニケーションズの本社ビル（大手町）への入退館
- ② セキュリティエリアへの入退室
- ③ 業務用パソコン・複合機の利用

<利用開始時期> 2019年1月開始

※ 当初は本社ビル（社員約**5,000人**）で利用を開始し、順次他のオフィスビルへの拡大も検討中

(ICチップの利用開始準備)



社内における各種認証が可能に



住民票、個人番号カード等への旧氏の記載等について

女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となるよう、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)等の改正を行うもの

公布日:平成31年4月17日 施行予定日:平成31年11月5日

旧氏とは

- その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているもの

住民票、個人番号カード等に記載できる旧氏

- 旧氏を初めて記載する際には、任意の旧氏を記載可能
 - ・ 一度記載した旧氏は、婚姻等により氏が変更されてもそのまま記載が可能。
 - ・ 旧氏は、他市区町村に転入しても引き続き記載可能。
- 氏を変更した場合には、直前に称していた旧氏に限り、変更可能
- 旧氏の削除は可能だが、その後氏を変更した場合に限り、削除後に称していた旧氏の再記載可能

旧氏記載の請求、旧氏確認の方法

- 旧氏(一人一つ)の記載を希望する者は、住所地市区町村に請求する。
- 請求者は、記載を求める旧氏がその者の旧氏であることを証明するため、当該旧氏が記載された戸籍謄抄本等を持参しなければならない。

住民票における旧氏記載の位置

<日本人住民に係る住民票の様式例>

住 民 票											
氏名	明 大 昭 平		男	世帯主	続柄	世帯員	住所	住民となつた年月日	異年昭 月日	筆頭者	
	年 月 日 生		女								

旧氏欄を追加

個人番号カードにおける旧氏記載の位置



山田 [佐藤] 花子
↑ ↑ ↑
氏 [旧氏] 名

住民票、個人番号カード等への旧氏記載に係る広報・啓発について

住民票、個人番号カード等への旧氏の記載に係る制度が多くの方々に認知され活用されるよう、広報・啓発活動を実施する。

広報のポイント

婚姻等で氏に変更があった場合に、希望する者の請求(戸籍謄抄本等を添付)により、従来、称してきた氏が個人番号カード等に記載される(市町村長が公証する)ことで、旧氏が、

- 契約など様々な場面で活用され、
- 就職や職場等における身分証明に資することができる

ものとなることを、多くの方々に認知され活用される必要があること。

総務省の主な取組(予定)

- 総務省ホームページ等で制度の概要を周知(4月)
- 関係省庁や地方公共団体向けの周知用広報データを作成・配信し、ホームページ・広報誌等への掲載を依頼(5月下旬)
- 市町村の住民基本台帳担当職員を対象とした全国説明会で周知・説明(5月下旬～7月上旬)
- 広報・啓発用ポスターの配布(7月以降)

デジタル手続法案※の概要①

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、

- ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、
- ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

①行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

社会全体のデジタル化

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現

デジタル化の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- **本人確認や手数料納付もオンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

添付書類の撤廃

- **行政機関間の情報連携等**によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API（外部連携機能）の整備、**情報システムの共用化**

デジタル・デバイドの是正

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、**オンライン化を可能とする法制上の措置を実施**

デジタル手続法案の概要②

②行政のデジタル化を推進するための個別施策（住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法）

本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大（住民基本台帳法）

公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者の拡大（公的個人認証法、マイナンバー法）

- **国外転出者の本人確認情報の公証**（戸籍の附票の記載事項の追加・記載された本人確認情報の保存・提供）
- **国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用**
→ 国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードを活用したオンライン手続・本人確認の実現

本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大（住民基本台帳法）

- **本人確認情報の長期かつ確実な保存及び公証**（住民票等の除票を除票簿として保存・安全確保措置等）
→ 情報通信技術を活用した個人の識別・認証を将来にわたり実現（オンライン手続・本人確認、添付書類省略の前提）

公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者・利用方法の拡大（公的個人認証法、マイナンバー法）

- **利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大（暗証番号入力を要しない方式）**
- **個人番号カードへの移行拡大（通知カードの廃止）**

個人番号利用事務及び情報連携対象の拡大（マイナンバー法）

- **罹災証明書の交付事務等の個人番号利用事務への追加**
- **社会保障分野の事務の処理のために、情報連携の対象の事務や情報を追加**

【デジタル手続法案】 住民基本台帳法等の一部改正部分 概要

背景・必要性

本改正における対応

社会のデジタル化への対応

国外転出者に関する手続のオンライン化

- ◆ マイナンバーカード・公的個人認証は、住民票を基礎とした制度。国外に転出して住民票が消除されると利用できない現状
- ◆ 国外に滞在する日本人の増加
H29:約135万人(外務省調べ)

- 国外転出者の本人確認情報の公証
- 国外転出者による公的個人認証(電子証明書)・個人番号カードの利用

- (国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を認証基盤に活用)
- ・戸籍の附票の記載事項追加、附票ネットワーク(仮称)構築
【住民基本台帳法改正】
- ・国外転出者の個人番号カード・公的個人認証の発行等
【マイナンバー法・公的個人認証法改正】

施行期日:公布の日から5年以内で政令で定める日

情報システムを活用した行政事務(マイナンバー制度等)拡大への対応

- ◆ 住民票は、マイナンバーや住民票コードを記載した原本。長期かつ確実な保存が必要

- 本人確認情報の長期かつ確実な保存及び公証(除票の除票簿への保存等) 【住民基本台帳法改正】

保存期間延長を政令改正で措置

(現行)5年間⇒(改正後)150年間

施行期日:公布の日から20日が経過した日

(5年超保存する除票の写し等の交付については、公布の日から3年以内で政令で定める日から適用)

土地所有問題等への対応

- ◆ 過去の居住関係の公証が必要

オンライン本人確認手段の利便性向上

- ◆ オンライン手続・サービスの多様化
- ◆ マイナンバーカードの健康保険証としての活用が2020年度から本格運用開始予定

- 利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大(暗証番号入力を要しない方式) 【公的個人認証法改正】

施行期日:公布の日から1年以内で政令で定める日

マイナンバーカードの取得の促進

- ◆ 通知カードからマイナンバーカードへの移行促進

- 個人番号カードへの移行拡大(通知カードの廃止) 【マイナンバー法改正】

施行期日:公布の日から1年以内で政令で定める日

国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用関係 改正概要

改正の背景

- マイナンバーカード・公的個人認証は、住民票を基礎とした制度。住民票は国外転出時に消除されるため、国外転出者は利用できない現状
 - 国外に長期滞在する日本国民が増加
 - デジタル化の進展により、官民のオンライン手続が多様化しており、国外転出者についてもインターネット上で確実な本人確認を行うニーズの高まり
- 例) ・マイナポータルの利用 ・年金の現況届等の手続もオンラインで可能に
・将来的には在外投票におけるインターネット投票

＜参考＞ ・国外に滞在する日本国民 約135万人(平成29年)
※住民基本台帳法制定時の昭和40年代前半と比較して約4倍
・年間に出国する日本国民 約17万人(平成29年)

国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用し、
国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の利用を実現

住民基本台帳法の一部改正

- ① 戸籍の附票の記載事項の追加
【現行】氏名・住所⇒【改正後】4情報・住民票コード
- ② 附票ネットワーク(仮称)の構築
 - i) 国の機関等に対し、国外転出者の本人確認情報を提供
 - ii) 国外転出者のマイナンバーカード・公的個人認証の発行等に本人確認情報を利用

公的個人認証法の一部改正

- ① 国外転出者に対する電子証明書発行の実現
 - i) 附票管理市町村長を経由してJ-LISが発行
 - ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長を経由して発行することで国外転出しても継続有効 等)
- ② 国外転出者の電子証明書の失効事由の整備
 - i) 附票ネットで死亡等を覚知した場合に失効

マイナンバー法の一部改正

- ① 国外転出者に対するマイナンバーカード発行の実現
 - i) 附票管理市町村長が発行
 - ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長が記載事項変更を行うことで国外転出しても継続有効)

施行期日:公布の日から5年以内で政令で定める日

本人確認情報の長期かつ確実な保存(除票の除票簿への保存等)関係 改正概要

改正の背景

- 住民票情報は情報システムを活用する行政事務の基盤(マイナンバーや住民票コードの原本)
例) マイナンバー制度の活用により、年金など長期にわたり個人情報システム上管理する事務が効率的に実現可能
 - 土地所有問題への対応など、現在の居住関係の公証につながる「過去の居住関係」が公証されることへのニーズの高まり
例) ・土地所有者の探索 ・休眠預金の活用時の同一人性の証明 ・車の廃車や譲渡時の同一人性の証明 等
- ◆経済財政運営と改革の基本方針2018/未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)
所有者不明土地等について、基本方針等に基づき、期限を区切って対策を推進する。(略)また、住民票等の除票の保存期間の延長についても引き続き検討する。
- 市町村によっては、法令の保存期間を超えて保存し、条例に基づき「写し」の交付を行っている現状に対応

住民基本台帳法の一部改正

本人確認情報の長期かつ確実な保存のため、住民票等を削除した後も「除票」として保存

- ① 「除票(簿)」、「戸籍の附票の除票(簿)」の位置付け
- ② 住民票の除票、戸籍の附票の除票の写しの交付等の制度の明確化
- ③ 安全管理措置や不正取得に対する罰則等の保護措置の規定

- i) 住民票の除票、戸籍の附票の除票についての市町村長の安全管理義務
- ii) 偽りその他不正の手段による写しの取得への罰金等

公証基盤として制度上明確に位置付け
長期かつ確実な保存を実現

保存期間延長を政令改正で措置
(現行)5年間⇒(改正後)150年間

施行期日: 公布の日から20日が経過した日

(5年超保存する除票の写し等の交付については、公布の日から3年以内で政令で定める日から適用)

改正の背景

- デジタル化に伴う公的個人認証(電子証明書)の利用範囲拡大を見据え、利用方法の多様化が必要
- マイナンバーカード・公的個人認証の健康保険証としての活用が2020年度から本格運用開始予定
 - 医療機関窓口では、多様な疾患を持つ患者の本人確認を円滑に行うことが必要



利用者証明用電子証明書

発行番号 R 2 2 2 2
 発行年月日 〇年〇月〇日
 有効期間 〇年〇月〇日
 発行者 機構

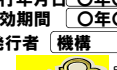


利用者証明用
公開鍵

- ・4情報なし
- ・マイナポータルログイン等
- ・利用に4桁の暗証番号

署名用電子証明書

氏名 露 太郎
 生年月日 〇年〇月〇日
 性別 男
 住所 東京都千代田区露ヶ関2-1-2
 発行番号 S 1 1 1 1
 発行年月日 〇年〇月〇日
 有効期間 〇年〇月〇日
 発行者 機構



署名用公開鍵

- ・4情報あり
- ・電子申告(eTax)等
- ・利用に6~16桁の暗証番号

電子証明書のうち利用者証明用電子証明書について暗証番号入力を要しない利用方法を導入

公的個人認証法の一部改正

- 特定利用者証明検証者の認可制度の創設
 - ・総務大臣による事前認可・変更認可(認可及び認可取消しの基準)
 - ・特定利用者証明検証者証明符号の授受
 - ・特定利用者証明検証者証明符号の適切管理義務・目的外利用の禁止、秘密保持義務
 - ・総務大臣による報告徴収

マイナンバーカードへの移行促進(通知カードの廃止)関係 改正概要

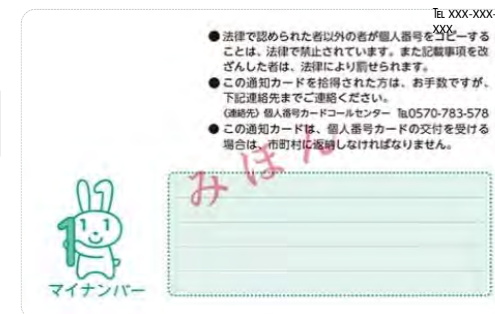
改正の背景

- 制度施行後、全国住民にマイナンバーを通知するほか、まず必要となる職場等へのマイナンバー提出時に証明書類として役割
- 転居時等における記載事項変更の手続が、住民及び市町村職員の双方に負担
- デジタル化推進の観点から、公的個人認証が搭載されたマイナンバーカードへの移行を早期に促していくべきとの議論

表



裏



「通知カード」と記載事項変更等の手続を廃止し、負担軽減とマイナンバーカード普及を実現

マイナンバー法の一部改正

- ① マイナンバー付番後は、通知カードに依らず、「通知」する
- ② 通知カードの記載事項変更等の手続を廃止
- ③ 施行日時時点で交付されている通知カードは、その記載事項に変更がない又は正しく変更手続きがとられている限りは、マイナンバー証明書類として利用(経過措置)

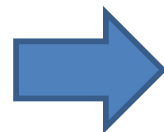
施行期日:公布の日から1年以内で政令で定める日

マイナンバーカード交付事務等の適正な実施について

市町村窓口での不適切な案内事例がコールセンターから総務省に多数報告されている。

【市町村窓口での不適切な案内事例①】

電子証明書を利用する際に暗証番号を3回間違えてしまったため、A市で暗証番号の再設定(ロック解除)手続きを行った際に、マイナンバーカード以外の本人確認書類の提示を求められた。

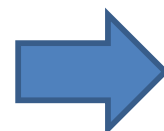


【コールセンターでの対応①】

マイナンバーカードを本人確認書類として提出することが可能である旨を案内した。

【市町村窓口での不適切な案内事例②】

マイナンバーカードを紛失し一時停止をしたが、紛失していたマイナンバーカードが見つかったので、B市へ一時停止解除の相談をしたところ、コールセンターへ連絡するよう案内を受けた。



【コールセンターでの対応②】

紛失したマイナンバーカードの一時停止を解除する場合にはコールセンターではなく住所地市区町村で手続きを行うこととなるため、再度、B市で手続きを行うよう案内した。

【市町村窓口での不適切な案内事例③】

マイナンバーカードを申請後、C市に申請の状況を確認したところ、C市では分からないためコールセンターへ連絡するよう案内を受けた。



【コールセンターでの対応③】

申請状況は、C市で4情報(氏名・住所・生年月日・性別)から照会が可能であり、コールセンターでは申請書IDから照会が可能である旨を案内した。

【市町村窓口での不適切な案内事例④】

マイナンバーカードを作成した方が良いのか市町村に問い合わせたところ、通知カードのままで良いと案内された。



【コールセンターでの対応④】

マイナンバーカードのメリットとして、公的な身分証明書としてだけでなく、電子証明書を利用してコンビニ交付サービスやe-Taxなどの電子申請などが可能となる旨を伝え、申請方法を案内した。

個人番号を記載した住民票の写し等の交付の取扱いについての変更点

○ 「住民基本台帳事務処理要領の一部改正について(平成30年11月27日付け通知)により、マイナンバーを記載した住民票の写し等について、15歳未満の者の法定代理人・成年後見人に対し、直接交付が可能となった。

請求方法 請求者	窓 口		郵 便	
	改正前	改正後	改正前	改正後
本人	直接交付・・・・・・・・○ 本人住所へ送付・・・・－ 本人住所以外へ送付・・－		直接交付・・・・・・・・－ 本人住所へ送付・・・・○ 本人住所以外へ送付・・○ →理由及び送付場所が正当と認められる場合は、 本人の住所以外の場所へ送付することができる。	
法定代理人 (15歳未満 の者の法定 代理人又は 成年後見 人) 法定代理人 の使者等	直接交付・・・・・・・・× 本人住所へ送付・・・・○ 本人住所以外へ送付・・×	〈変更点〉 直接交付・・・・・・・・○ 本人住所へ送付・・・・－ 本人住所以外へ送付・・－ 直接交付・・・・・・・・× 本人住所へ送付・・・・○ 本人住所以外(法定 代理人の住所・職場 等に限る)へ送付・・・・○	直接交付・・・・・・・・－ 本人住所へ送付・・・・○ 本人住所以外へ送付・・× →窓口においても、代理人に直 接交付せず、本人の住所あてに 郵送することとされていること から、本人の住所以外の場所あ てに送付することは、理由及び 送付場所が正当と認められない。	〈変更点〉 直接交付・・・・・・・・－ 本人住所へ送付・・・・○ 本人住所以外(法定 代理人の住所・職場 等に限る)へ送付・・・・○
上記以外の 任意代理人	直接交付・・・・・・・・× 本人住所へ送付・・・・○ 本人住所以外へ送付・・×		直接交付・・・・・・・・－ 本人住所へ送付・・・・○ 本人住所以外へ送付・・× →窓口においても、代理人に直接交付せず、本人 の住所あてに郵送することとされていることから、 本人の住所以外の場所あてに送付することは、 理由及び送付場所が正当と認められない。	

就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載について

平成30年10月2日付け通知

- 出生があった場合、戸籍法に基づく出生届が提出され、これをもとに住民票の記載が行われるのが原則
- しかしながら、出生届が行われなかったことなどにより、結果として、住民票が作成されない事例が生じている。
- このため、住民サービスの円滑な提供及び居住関係の公証の観点から
 - ① 就籍届の提出に至らない者について
 - ② 戸籍法第110条の規定における就籍許可審判又は第111条の規定における確定判決を受けるための裁判手続が進められており
 - ③ 日本国籍を有する者の子であること等が推認される場合には
市町村長の判断により、職権で住民票の記載をすることができる旨の通知を発出

※ 出生証明書等や父又は母の戸籍謄本などに基づき、本人と詳細に面談を行い判断
また、必要に応じて実態調査を実施

DV等支援措置に関する適正な事務執行の徹底に関する最近の要請

<最近の事案>

支援対象者(DV等被害者)の
転出届の受理通知を
加害者へ誤送付

支援対象者の住民票の写しを
加害者へ誤交付

支援対象者の戸籍の附票の写しを
加害者へ誤交付

当初受付市区町村が支援措置情報を
連絡し忘れたため、本籍地市区町村が支援対象
者の戸籍の附票の写しを加害者へ誤交付

加害者の依頼を受けた弁護士に対し、
支援対象者の住民票の写しを誤交付

<要請等>

<p>平成26年 6月25日</p>	<p>支援措置に関する事務の適正な執行の徹底や以下の留意点を踏まえ 再点検の実施と必要な対策を講じることを全自治体に通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援措置責任者の設置・明確化 ・支援措置責任者への確認の徹底 ・交付制限の解除権限の限定 ・マニュアルの改善 ・チェック方法の改善 ・他部局との情報連携の改善
<p>同日</p>	<p>都道府県担当者を集めた説明会において、 市区町村における適正な事務処理の徹底等を要請</p>
<p>7～8月</p>	<p>各都道府県で開催される市区町村住基担当者向け 説明会で、適正な事務処理の徹底等を要請</p>
<p>9月10日</p>	<p>支援措置に関する事務の適正な執行の徹底や以下の留意点を踏まえ 再点検の実施と必要な対策を講じることを全自治体に通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧・交付請求者の本人確認等の徹底 ・支援措置責任者への確認等の徹底 ・人事異動後等における適正な事務の執行の確保
<p>平成27年 9月4日</p>	<p>支援措置に関する事務の適正な執行の徹底や以下の留意点を踏まえ 再点検の実施と必要な対策を講じることを全自治体に通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携・連絡等に関する徹底 ・事務処理の確認に関する徹底
<p>平成30年 3月28日</p>	<p>弁護士等から加害者の代理人として又は加害者が依頼した事件等の特定 事務受任者として住民票の写し等の交付等の申出があった場合には、 加害者から本人からの申出があったものとみなし、申出を拒否する 取扱いとすべき旨を全自治体に通知</p>
<p>平成30年 12月3日</p>	<p>裁判所に提出する必要があるとの理由により被害者に係る住民票の写し 等の交付の請求又は申出があった場合には、加害者には交付せず、 裁判所からの調査囑託に基づき、裁判所に交付する方法によることを 全自治体に通知</p>

(別紙①)DV等支援措置に関する事務の適正な執行の徹底通知(平成26年6月25日)の概要

○各市区町村の住基担当部局に対し、以下のことを要請

- ・住基省令・通知に基づく適正な事務の執行を改めて徹底する
- ・以下の留意点を踏まえ、支援措置に関する事務処理の状況等を再点検し、必要な対策を講じる

<留意点>

支援措置責任者の設置	○支援措置に関する措置の決定や交付等の決定、情報の管理・共有などの一連の事務手続を総括的に担う支援措置責任者を定め、支援措置責任者の了解がなければ事務手続を進めることができないような仕組みを構築する
支援措置責任者への確認の徹底	○住基システム上で支援対象者に該当し住民票の写し等の交付制限がかかっている旨の警告が表示されている状況において、交付担当者は、交付の可否について支援措置責任者に確認することを徹底する ○交付担当者が支援措置責任者の役割を併せて担っている場合には、複層的チェックの観点から、支援措置責任者を独立して定めるよう改善を図る
交付制限の解除権限の限定	○住基システム上の交付制限の警告表示を支援措置責任者のみが解除できるようにするなど、支援措置責任者が交付制限を解除しない限り、交付手続が進行しないような仕組みを構築する ○住基システムにおいて、交付制限の警告の表示機能が装備されていない場合には、当該機能を装備することも有効であること。また、当該警告の表示が見落としやすいものについては、認知しやすいものに改善することも有効である
マニュアルの改善	○支援措置に関する事務手続に関するマニュアルを再確認し、業務の経験度合いにかかわらず適正に事務を執行することができるよう改善を図る
チェック方法の改善	○支援措置に関する事務処理の手順や確認すべき事項などをリスト化(見える化)したり、支援措置責任者等の確認者欄を設けて誰が確認したかわかるようにするなど、わかりやすいチェック方法への改善を図る
他部局との情報連携の改善	○支援対象者に関する交付制限等の情報について、庁内の関係部署との連携状況を再確認し、必要な部署との連携を図るとともに、他部局のシステム上でも交付制限を確認できる仕組みを構築することも有効である

(別紙②) DV等支援措置に関する事務の適正な執行の徹底通知(平成26年9月10日)の概要

○平成26年6月25日通知に引き続き、各市区町村の住基担当部局に対し、以下のことを要請

- ・住基省令・通知、平成26年6月25日通知に基づく適正な事務の執行を改めて徹底する
- ・以下の留意点を踏まえ、支援措置に関する事務処理の状況等を再点検し、必要な対策を講じる

＜加害者と支援対象者（被害者）本人との取違えや、加害者の支援対象者（被害者）本人へのなりすましによる閲覧・交付誤りを防ぐための留意点＞

<p>閲覧・交付請求者の本人確認等の徹底</p> <p>以下のとおり閲覧・交付請求者の本人確認等の徹底を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○請求者の本人確認に当たっては、写真が貼り付けられた身分証明書を提示させて行う。 ○写真が貼り付けられていない書類により本人確認を行う場合には、複数の書類の提示を求めるとともに、必要に応じ、適宜口頭で質問を行って補足する等慎重に行う。 ○本人等請求の場合であっても、請求事由を明らかにさせる。 ○閲覧・交付請求書の内容(請求者名、請求対象者名、生年月日、住所等)と本人確認書類、支援措置申出書の内容(支援対象者名、加害者名等)との照合・確認を行う。 ○(写真が貼り付けられていない本人確認書類が提示されている場合) <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者(被害者)本人が請求しているにもかかわらず自己の住所を明らかにできない場合には、加害者と支援対象者(被害者)本人との取違えや加害者の支援対象者(被害者)本人へのなりすましである可能性があることから、請求者に自己の住所を明らかにさせる確認方法も有効である。 ・また、請求対象者の性別や生年月日等を基に請求者本人の特徴の確認を行い、請求者と請求対象者との取違えを防ぐことも有効である。 	<p>支援措置責任者への確認等の徹底</p> <p>以下のとおり支援措置責任者への確認等の徹底を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援措置に関する措置の決定や閲覧・交付の決定、情報の管理・共有などの一連の事務手続を総括的に担う支援措置責任者を定め、支援措置責任者の了解がなければ事務手続を進めることができないような仕組みを構築する。 ○支援対象者に該当し閲覧・交付制限がかかっている場合には、担当者は、閲覧・交付の可否について支援措置責任者に確認する。 ○担当者が支援措置責任者の役割を併せて担っている場合には、複層的チェックの観点から、支援措置責任者を独立して定める。 ○住基システム上、閲覧・交付制限の注意喚起だけを行う機能や担当者が閲覧・交付制限を解除できる仕様を使用しないようにし、閲覧・交付制限の警告表示を支援措置責任者のみが解除でき、支援措置責任者が閲覧・交付制限を解除しない限り、閲覧・交付手続が進行しないような仕組みにする。 ○担当者だけでなく、支援措置責任者等も必ず請求書、本人確認書類、交付書類等の照合・確認を行う。 ○支援措置対象者に係る閲覧・交付に関する処理票等において、確認すべき事項等を明記したり、支援措置責任者等の確認者欄を設けて誰が確認したかわかるようにしたりするなど、見える形でのチェックが複層的に行われるようにする。
	<p>人事異動後等における適正な事務執行の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人事異動や担当替え等の際の支援措置責任者・担当者の新旧職員間での念入りな事務引継や新任職員への実践的な研修等の実施、業務の経験度合いにかかわらず適正に事務を執行できるようなわかりやすいマニュアルの整備などにより、人事異動等が行われても引き続き支援措置に関する適正な事務の執行が確保されるようにする。 ○また、事務に熟達した職員も、改めて支援措置制度に関する法令やマニュアル等を確認すること等により支援措置制度の重要性についての認識を新たにし、支援措置に関する適正な事務の執行が確保されるようにする。

(別紙③) DV等支援措置に関する事務の適正な執行の徹底通知(平成27年9月4日)の概要

○H26. 6. 25通知、H26. 9. 10通知に引き続き、各市区町村の住基担当部局に対し、以下のことを要請

- ・引き続き住基省令等に基づき統一的な取扱いにより支援措置を実施する
- ・住基省令等及び上記2つの通知に基づく適正な事務の執行を改めて徹底する
- ・以下の留意点を踏まえ、支援措置に関する事務処理の状況等を再点検し、必要な対策を講じる

<留意点>

<p>情報連携・連絡等に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当初受付市区町村から転送受付市区町村に対し、支援措置情報を適切に転送 ○転送受付市区町村において、適切に支援措置情報の転送を受けて支援措置の手続を進める ○当初受付市区町村及び転送受付市区町村において、住民基本台帳担当部局から支援措置情報を共有することとなっている庁内の関係部局に対し、適切に支援措置情報を共有 ○支援措置情報の庁内の関係部局との共有にあたっては、庁内の共通システムを用いることも有効 ○庁内の関係部局において、支援措置情報の管理及び住所非開示等の措置をシステムで行っている場合、支援措置情報がインターネット等を通じて外部に漏えいすることのないよう、基幹系ネットワークと情報系ネットワークを物理的又は論理的に分離する等の適切な対策を講じる ○システムを更新又は新規導入する際、支援措置情報の管理及び住所非開示等の措置に関する機能が確実に装備され、適切に作動することを確認する ○本庁と支所・出張所との間で指示等、他の市区町村からの支援措置情報に関する問合せ等への回答については、原則電話で行うことは控える ○支援措置申出書に記載されている支援対象者とDV等加害者の連絡先情報を取り違えない ○支援措置申出書にDV等加害者の電話連絡先が記載されない(又は消除する)ようにする 	<p>事務処理の確認に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援措置の事務処理の複層的な確認及び支援措置責任者による最終的な確認 ○支援措置責任者の明確化。担当者と併任の場合は独立させる ○支援措置責任者の了解なしに支援措置の事務手続を進められないようにする ○担当者のみで閲覧・交付の手続が完結することのないようにする <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録・戸籍システム上の閲覧・交付制限の解除権は支援措置責任者のみに付与 ・閲覧・交付の決定等の手続について支援措置責任者による最終的な確認 ○本庁に支援措置責任者が置かれ、支所・出張所で具体的な閲覧・交付の手続が行われる場合、次のようなこと等を行い、誤った閲覧・交付が行われることがないようにする <ul style="list-style-type: none"> ・本庁から支所・出張所への手続上の指示を明確に行う ・支援措置責任者が、住民登録システムや戸籍システム上の閲覧・交付制限について、請求内容に応じて適切な範囲(対象者等)で一時的に禁止を解除し、解除中の処理を適切に管理した上で、処理後には確実に禁止状態に戻し、禁止状態への戻し忘れがないか他の職員による複層的確認を行う ○住民票の写し等の交付等の請求において、請求内容の十分な確認を行う (例:本人のみか世帯分も含むか、除票を含むか、支援対象者に係るものではないか等) ○支援対象者への連絡や郵便物等の送付等にあたっては、支援措置責任者等の適切な管理の下で行う(支援措置責任者等の事前了解、目の行き届く状況下で処理等) ○マニュアルに支援措置情報の連携・共有先、手順、連携・共有の際の留意事項等を記載するなどして、業務の経験度合いにかかわらず適正に事務を執行できるようにする ○チェックリストに確認すべき事項や支援措置責任者等の確認者欄を設けて誰が確認したかわかるようにするなどして、見える化した複層的な確認が行われるようにする
---	--

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する取扱いについて(平成30年3月28日発出)

総行住第58号
平成30年3月28日

各都道府県住民基本台帳担当部長 } 殿
各指定都市住民基本台帳担当局長 }

総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する取扱いについて

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置(以下「DV等支援措置」という。)については、平成16年に、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令(昭和60年自治省令第28号)、戸籍の附票の写しの交付に関する省令(昭和60年法務省・自治省令第1号)、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知)の一部改正が行われ、それ以降、各市区町村において上記法令等に基づいて統一的な取扱いによりDV等支援措置が実施されているところです。

今般、地方公共団体から質問がありましたので、下記のとおり加害者の代理人等である特定事務受任者からの住民票の写し等の交付の申出であることが判明した場合の取扱いについて通知します。

貴都道府県においては、その旨を承知の上、域内の市区町村(指定都市を除く。)に周知されるようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

DV等支援措置に関し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条の3第1項の規定により、特定事務受任者から加害者の代理人として住民票の写し等の交付の申出があった場合、又は、住民基本台帳法第12条の3第2項の規定により、受任している事件又は事務の依頼者が加害者である特定事務受任者から住民票の写し等の交付の申出があった場合、

加害者本人から当該申出があったものと同視し、住民基本台帳事務処理要領第5-10-10-1-1-1(A)により対応すること。

(参考)

○住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)(抄)

(本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付)

第十二条の三 市町村長は、前二条の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項(第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項をいう。以下この項及び第七項において同じ。)のみが表示されたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

- 一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者
- 二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者
- 三 前二号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者

2 市町村長は、前二条及び前項の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が同項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

3～9 (略)

○住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日付け自治振第150号等通知)(抄)

第5 その他

10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置

コ 支援措置

(イ) 住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付の請求又は申出に係る支援措置

市町村長は、支援対象者に係る住民票(世帯を単位とする住民票を作成している場合にあっては、支援対象者に係る部分。また、削除された住民票及び改製前の住民票を含む。)の写し等及び戸籍の附票(支援対象者に係る部分。また、削除された戸籍の附票及び改製前の戸籍の附票を含む。)の写し

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する取扱いについて(平成30年3月28日発出)

の交付について、以下のように取り扱う。

- (A) 加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合
不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第12条の3第1項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否する。
ただし、(ア)－A－(C)に準じて請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援対象者から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目的を達成することが望ましい。
- (B)及び(C) (略)

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する裁判所との連携について

平成30年12月3日付け通知

○ DV等の加害者(代理人等を含む。以下同じ。)から、裁判所に提出する必要があるとの理由により被害者に係る住民票の写し等の交付の請求又は申出があった場合には、市区町村においては、以下のとおり対応するよう、通知を发出

⇒ 加害者からの請求又は申出があった際には、加害者には交付せず、**裁判所からの調査囑託に基づき、裁判所に交付する方法によること。**

⇒ **加害者に対して、住民票の写し等を交付することはできないこと及び住民票の写し等が交付されない場合の対応方法については裁判所において手続の教示を受けられることを説明した上で、具体的な手続については裁判所に相談するよう案内すること。**

○ 最高裁判所においても、11月30日付けで、「DV等支援措置に関する取扱いの総務省自治行政局住民制度課長通知への対応等について(事務連絡)」を各裁判所あてに发出

⇒ DV等支援措置において加害者とされた原告等が、裁判所に対し、被告等の住所を住居所不明と記載した訴状等と共に被告等の住民票の写し等がDV等支援措置の対象となっているため被告等の住所を調査することができない事情を報告する資料を提出する場合には、裁判所は、被告の住所に関する市区町村に対し調査囑託を行うことが考えられる。

性同一性障害、性的指向、性自認に関する通知

住民票記載事項証明書

住民票の写し等の交付に係る質疑応答について（平成28年12月12日総行住第198号）

- 性同一性障害、性的指向、性自認に関係して、男女の別を記載しない住民票記載事項証明書の交付に係る本人請求が可能であること、このような請求ができることについての住民からの問い合わせに適切に対応いただきたいこと及び庁内の関係部局と連携して住民への周知を検討いただきたいことを、各都道府県あてに通知

印鑑証明書

印鑑登録証明事務に係る質疑応答について（平成28年12月12日総行住第199号）

- 性同一性障害、性的指向、性自認に配慮して、印鑑登録証明書に男女の別を記載しない取扱いとすることが可能である旨を示した通知を各都道府県あてに発出

通称不正記載について

○偽造された資料や雇用実態のない会社の社員証を行使する等、不適切な資料を疎明資料として虚偽の通称記載の申出を行う事案が発生している。

○刑法第157条の公正証書原本不実記載等の罪に該当する行為であって犯罪行為である。
なお、未遂についても罰せられる。

参照条文

(公正証書原本不実記載等)

刑法第157条

公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、又は権利若しくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 公務員に対し虚偽の申立てをして、免状、鑑札又は旅券に不実の記載をさせた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

外国人住民に係る通称記載における留意事項について(通知) (平成30年3月26日付総行外第1号)の概要

○現在、通称記載においては、社会生活上通用していることその他の居住関係の公証のために住民票に記載されることが必要であると認められる事由の説明を求めることとしている。

○具体的には、国内における社会生活上通用していることが客観的に明らかとなる資料等の提示を複数求めることにより、厳格に確認を行うこととしている。

(平成25年11月15日付総行外第18号通知、住民基本台帳事務処理要領第2-2-(2)サ)

報告のあった事案

○上記確認にあたり、偽造された診察券及び雇用実態のない会社の社員証を行使する等、不適切な資料を用いて通称を住民票に記載した上で、同通称名で国民健康保険証を取得しようとした。

通知内容

○不正記載事案が頻発していることから、以前より厳格な確認をお願いしているが、改めて留意事項をまとめて通知するもの。

○複数提示させる資料等については、少なくとも本人の意思により作成したと認められる資料は適当ではない。

○確認の際には、書類の有無のような形式的な確認ではなく、使用実績を確認するため口頭確認等を行うなど徹底して確認を行うようにし、書類に疑義があれば証明書の発行元に確認するなど厳格な確認を行うこと。

等

外国人住民に係る通称記載における留意事項について(平成30年3月26日発出)

総行外第 1 号
平成30年3月26日

各都道府県住民基本台帳担当課長 殿
各指定都市住民基本台帳担当課長 殿

総務省自治行政局外国人住民基本台帳室長
(公 印 省 略)

外国人住民に係る通称記載における留意事項について(通知)

通称については、外国人住民の住民票の記載事項とされており、住民基本台帳法施行令に「氏名以外の呼称であって、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載することが必要であると認められるもの」と規定しているところです。

今般、偽造された診察券及び雇用実態のない会社の社員証を行使する等、不正な手段によって通称を住民票に記載の上、同通称名義での国民健康保険証を取得しようとする事案が発生しました(電磁的公正証書原本不実記録未遂事件)。これまで、通称については厳格な確認をお願いしていますが、上記事案を踏まえ、初めて通称記載を申し出る事案に係る留意事項を、下記のとおりとりまとめましたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)に周知されるようお願いいたします。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 基本的な考え方

住民票に記載する通称は、日本国内において社会生活上通用していることが前提となるものであり、これから使用しようとする(又は使用実績の乏しい)呼称を通称として記載することを求める等の創設的な通称の記載は、下記4の場合を除き、原則として認められない。

したがって、このような申し出がなされた場合は、下記2のとおり、国内における社会生活上通用していることが客観的に明らかとなる資料の提出を求め、住民票への通称記載の可否について慎重に判断する必要がある。

2 提出資料の厳格な確認

(1) 確認方法

住民票への通称の記載については、国内における社会生活上通用していることが客観的に

に明らかとなる資料等の提示を複数求める等により、厳格に確認を行うこととしている(事務処理要領第2-2-(2)-サ)。この確認は、住民票に通称記載を認める際の重要なものであり、一旦、通称記載がなされると、原則としてその変更は認められないものであることから、書類が提出されていることの形式的な確認ではなく、本人にその使用実績に不自然さがないか等、口頭確認等するとともに、疑義があれば、他の資料をさらに求めることや提出された証明書等の発行元に確認するなどの厳格な確認が必要である(偽造された診察券や事業・雇用の実態のない社員証等が資料として用いられるケースがある。)

また、複数の資料を求める際には、その趣旨を踏まえ、資料の名称が異なっていて発行者が同じもの(例、社員証と在職証明書など)を複数資料として扱うことは適当ではない。

(2) 提出書類に係る考え方

ア 国内における社会生活上通用していることが客観的に明らかとなる資料については、勤務先又は学校等の発行する身分証明書等の客観的資料を想定している(平成24年4月4日付け総行住第37号通知)。これは、当該通称が一般的に使用される場面として想定されるのは、主に勤務先や学校等(社会生活を送っている場所)であり、そこでの使用実績によって当該呼称でない居住関係を公証する上で支障が生じ得るような場合に通称記載が認められるものであることによるものである。

そのため、通称記載を申し出る外国人に関し、その在留資格に則して、社会生活において当該呼称を使用していることが確認できる資料等の提出を求めることが適当であり(例えば、「留学」の在留資格の場合は、通学している学校において、当該呼称を使用している旨の証明書等を求める。)、これが提出できない相当な理由がある場合を除き、原則として通称記載を認めることは適当ではない。

イ また、領収書(公共料金の領収書を含む。)、手紙等は、本人の申告等により作成可能であると考えられるため、これらのみを資料として通称記載を認めることは適当ではないが、これらの資料であっても、作成経緯、作成日付、提示点数、他の提示資料との関係、申し出内容との関係等によっては資料となり得るため、個々の事案に応じて総合的に判断する必要がある(例えば、学校からの成績証明書のほか多数の者からの郵便物が示された場合や社員証(在籍事実の確認済み)のほか、少なくとも半年程度、当該者(通称)宛てに公共料金が領収されていたことが確認できた場合等、その申し出内容との関係も考慮する必要があるが、資料として認め得る場合も考えられる。)

3 「在留資格」及び「在留期間(満了日)」について

(1) 「在留資格」について

留学生や技能実習生から通称記載の申し出があった場合、当該者らの本邦において行うことができる活動内容は、原則として学業や技術、技能等の習得である。留学生のアルバイト(資格外活動)は主たる活動ではなく、また、技能実習生は、一定期間後、母国に帰国して技術移転を図ることを目的として来日していることから、これらの在留資格につい

ては、一般的に、居住関係の公証のために通称を住民票に記載する必要性は薄いものと考えられる。

また、通称不正記載の疑いのある事案は、留学生又は技能実習生からの申し出事案に多く見受けられるが、使用していない通称を住民票に記載することが法律違反になることを理解せずに申し出ている場合もあり得ることから、当該者(本人)が申し出内容を十分に理解しているかどうか、また、真に居住関係の公証のために住民票に通称を記載する必要があるかどうか等、上記2(1)及び(2)を踏まえ、慎重に対応する必要がある。

(2) 在留期間(満了日)について

通称記載申し出者の在留カードに記載されている在留期間(在留期限)が残り1～2か月で到来し、その後、帰国予定の場合は、居住関係の公証のために通称を住民票に記載する必要性は一般的に認め難いとする。そのため、当該申し出者が、地方入国管理官署で在留期間(在留期限)の更新等の申請を行い、国内での滞在を希望していることを確認する必要がある(地方入国管理官署において申請を受理している場合は、在留カード裏面の「在留期間更新等許可申請欄」に申請中である旨が記載されるため、この記載を確認する。)なお、引き続き国内での滞在を希望していて、地方入国管理官署へ在留期間更新許可等の申請を行っていない場合は、当該申請を行うよう案内し、申請が行われたことを確認してから判断することが適当である。

4 身分行為に基づく通称記載の取扱い

上記1～3にかかわらず、国内における社会生活上通用していることの確認に代えて、親や身分行為の相手方等について、その氏名又は通称の氏等を確認する場合(住民基本台帳事務処理要領第2-2-(2)-サー(ア))については、本通知の対象としない。

【担当】

総務省自治行政局外国人住民基本台帳室
堤、小泉、猪俣

電話：03 - 5253 - 5397

E mail : gaikokujin-juki@soumu.go.jp

外国人住民に関する住民基本台帳制度に関する相談窓口について

○自治体職員の方からのご依頼により、住民基本台帳制度に関するお問い合わせで窓口等にお見えになった外国人との間で、制度に関する通訳を行います(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語の通訳が可能)。

下線部の言語は今年度より追加

外国人住民に関する住民基本台帳制度のコールセンターを開設しています。

0570-066-630(ナビダイヤル)
03-6436-3605(IP電話、PHSからの通話の場合)

【名称】

外国人住民に係る住民基本台帳制度に関するコールセンター

【開設期間】

平成31年4月1日(月)～平成32年3月31日(火) (土日祝日及び年末年始を除く。)

【受付時間】

8:30～17:30

【その他サービス内容・想定している利用者について】

自治体職員以外の方から日本語及び多言語(前記の10言語)による制度に関する問い合わせがあった場合、回答いたします。

(外国人住民の方の個別具体の住民票の記載等に係るお問い合わせについては、その方のお住まいの市区町村の連絡先をご案内させていただきます。)

※平成30年度より自治体職員からの制度に関する質問については、受付しておりません。